

令和 6 年 1 月 1 6 日  
財 務 省

令和 6 年能登半島地震により被災されたたばこ小売販売業者の皆様へ

この度の令和 6 年能登半島地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今般、被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等について、弾力的に取り扱うこととしました。主なものは以下のとおりです。

#### 1. 対象地域

令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害発生市町村の区域

#### 2. 取扱いの概要

- （1）被災等に伴う営業所の一時的な移転（仮移転）について、移転しようとする場所の周辺に既存の事業者の営業所がある場合であっても、一定の条件の下で、仮移転の許可を行うこととします。
- （2）被災により営業を休止している営業所については、一定の間、「低調店」にあたらぬものとします。
- （3）営業休止時に提出を要する休止届出書や、承継時に提出を要する承継届出書について、被災した場合、一定の間、提出を猶予します。

詳しくは、最寄りの財務局までお問い合わせ下さい。

各 財 務 ( 支 ) 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社 殿

財 務 省 理 財 局 長 奥 達 雄

令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 に 伴 う 製 造 た ば こ の 小 売 販 売 業 の 許 可 等 の 取 扱 い に つ い て

令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 に 伴 う 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 者 か ら の 各 種 申 請 等 の 取 扱 い に つ い て は、小 売 販 売 業 者 の 早 期 の 営 業 再 開 に 資 す る 等 の 観 点 か ら、た ば こ 事 業 法 ( 昭 和 59 年 法 律 第 68 号。以 下 「法」とい う。)、た ば こ 事 業 法 施 行 令 ( 昭 和 60 年 政 令 第 21 号)、た ば こ 事 業 法 施 行 規 則 ( 昭 和 60 年 大 蔵 省 令 第 5 号。以 下 「規 則」とい う。)、た ば こ 事 業 法 施 行 規 則 の 規 定 に 基 づ き 財 務 大 臣 が 定 め る 事 項 に つ い て ( 平 成 10 年 3 月 17 日 付 大 蔵 省 告 示 第 74 号。以 下 「大 臣 告 示」とい う。)、製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 許 可 等 取 扱 要 領 ( 平 成 12 年 12 月 27 日 付 蔵 理 第 4621 号 大 蔵 省 理 財 局 長 通 達。以 下 「要 領」とい う。) 及 び 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 許 可 等 事 務 処 理 規 程 ( 昭 和 60 年 4 月 1 日 付 事 務 連 絡。以 下 「規 程」とい う。) に よ る ほ か、当 分 の 間、下 記 に よ り 取 り 扱 わ れ た い。

な お、下 記 の 取 扱 い に つ い て は、今 後 被 災 の 状 況 等 を 踏 ま え て 必 要 に 応 じ て 見 直 す こ と と し、取 扱 い の 終 了 時 期 に つ い て は 別 途 指 示 す る。

## 記

### 1. 対象地域

令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 に 際 し、災 害 救 助 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 118 号 ) が 適 用 さ れ た 災 害 発 生 市 町 村 の 区 域

### 2. 小売販売業者の営業所の仮移転の許可申請

営 業 所 の 仮 移 転 の 許 可 申 請 は、予 定 営 業 所 と 既 設 営 業 所 と の 距 離 が 規 則 第 20 条 第 2 号 及 び 大 臣 告 示 に 定 め る 距 離 に 達 し て い な い 場 合 に お い て、当 該 既 設 営 業 所 が 令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 に よ っ て、店 舗 が 滅 失 又 は 毀 損 し た こ と そ の 他 や む を 得 な い 事 情 に よ り 営 業 を 休 止 し て い る と き は、当 該 既 設 営 業 所 が そ の 営 業 を 再 開 す る ま で の 間、要 領 及 び 規 程 中 の 既 設 営 業 所 に は あ た ら な い も の と し て 取 り 扱 う も の と す る。

な お、許 可 を 行 う に 際 し て は、「営 業 を 休 止 し て い る 既 設 営 業 所 が、そ の 許 可 を

受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第 20 条第 2 号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

### 3. 小売販売業者の営業所の移転又は新規の小売販売業許可申請

(1) これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、令和 6 年能登半島地震によって当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が確認できるときは、規則第 20 条第 2 号、大臣告示及び要領の規定に基づいて処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。

(2) 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。

### 4. 小売販売業の休止及び承継

令和 6 年能登半島地震によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第 29 条及び規則第 27 条の規定に基づく休止に係る届出を、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 6 年政令第 5 号）第 4 条で定める日までの間、猶予することができるものとする。休止期間中に地位の承継が生じた場合の法第 27 条、第 28 条、規則第 25 条及び第 26 条の規定に基づく地位の承継に係る届出についても、同様とする。

### 5. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が令和 6 年能登半島地震によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から 6 月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から 6 月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

### 6. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。